

日本共済協会30周年 11

開業医共済協同組合

「開業医共済休業保障制度」を提供

制度改定で加入促進へ

開業医共済協同組合は、9県の保険医協会・医会の会員を対象とした共済を取扱う協同組合。共済は1種類「開業医共済休業保障制度」(被共済者が傷病を被り、その直接の結果として休業、死亡または高度障害に該当した場合に共済金を支払う)を提供している。2021年8月に、さらに利用しやすい掛金を実現するため同制度の掛金を改定したことで、満年齢60歳〜64歳または65歳〜69歳を被共済者とする契約については、保障内容は従来そのまま1口あたり共済掛金が引き下げとなった。今後も制度の改善を図り、事業地区(参加県)の拡大を図っていく方針だ。

2010年8月にスタートし伸展

全国の保険医協会・保険医会が構成している全国保険医団体連合会は、同組合が設立される以前から自主共済(根拠法のない共済)として会員の休業時の保障制度を38年間にわたり実施していたが、2005年の保険業法改正により新たな募集を行うことができなくなった。同事案を契機に法令に則った根拠法のある共済制度を会員に提供



谷田部理事長

し、医療の供給者である医師・歯科医師の経営と生活を安定させることを目的として、7県の保険医協同組合(事業協同組合)と発起人(開業医)が出資し、10年1月に関東信越厚生局の認可を得て同組合が設立、同年8月1日契約分から開業医共済休業保障制度の募集を開始した。当初の事業地区は7県(青森県、福島県、新潟県、長野県、鳥取県、岡山県、山口県)だったが、10年8月に大分県、12年5月に福

井県が加わり、現在に至る。開業医共済休業保障制度の特徴は、入院療養だけでなく、自宅療養による休業期間についても保障の対象としている点や簡潔明瞭な定額給付方式を採用している点だ。また、持病があり、一般的な他制度では契約申込みできない場合でも、告知した傷病を基に審査を行い、一定の免責条件を付加して契約を可とする特定傷病等不担保特約がある。

組合員参加型の運営目指す

保有契約件数は、事業開始1年目(2010年7月31日時点)は400件、2年目(11年7月31日時点)1063件、3年目(12年7月31日時点)1295件と順調に推移している。21年8月の制度改定に

より、被共済者の満年齢が60歳〜64歳または65歳〜69歳の場合、改定前の共済掛金と比較すると、月額で60歳〜64歳では最大800円、65歳〜69歳

条の3第1項の規定により、健康観察の協力を求められ、その求めに応じて休業した場合に給付審査の対象とするもの。休業期間の証明書類として

保健所から発行された「健康観察期間案内(保健所の所定様式)」等を求め、同書類が提出された場合に限り給付審査を行い、約款に定める自宅療養に対する傷病給付金として5日以上連続して休業した場合に休業5日目の以降の期間に対して支払う。なお、同特別取

同組合の現状について谷田部雄二理事長は「協同組合運動は民主的運営(民主主義)が基本中の基本であり、直接民主主義に近い運営方法を目指すのが理想だが、現状では、組合本部や組合員の諸事情により理事会、総代会の手続きという『アタリマエ』の『形式主義』的な運営を行わざるを得ない状況だ。しかし、『組合員の参加意識の向上』『組合員間の共同』という観点からも、この現状を改革することが課題だ。そのためには、組合員が直接参加できる多様な場を作り、実質的な意思決定を補強するサプシステムの構築が必要であるため、支部や各種専門部会を創設し、多様な組合員の意思を理事会、総代会の運営に反映させていきたい」としている。組合員にとっ

また、休業保障制度への加入促進については、現行制度の改善(傷病給付金日額の増額、手術一時金特約の新設、加入継続年齢・契約可能口数の引き上げ、家族・従業員加入制度の新設等)の検討や、全国の医師・歯科医師の開業医の「万が一」の休業に備えてもらうための事業地区(参加県)の拡大を図っていく考えだ。

復業を支援する「開業医共済休業保障制度」

2022年度版

医師・歯科医師のための
(勤務医も申込可)

**開業医共済
休業保障制度**

病気やケガによる休業時の復業支援のための「共済制度」です。
法的認可と専門家の協力を得て、安心して復業を守ります。

入院は1日分でも給付対象
新型コロナウイルス感染症による休業にも対応!

お支払いする 共済金合計	50歳未満の場合 1,920,000円	50歳以上の場合 1,200,000円	30歳未満の場合 720,000円
お支払いする 共済金合計	1,248,000円	780,000円	468,000円

開業医共済協同組合

〒105-0226 東京都港区新橋2-1-1 新橋ビル4階
TEL:03(217)6600 FAX:03(217)6627

組合員の多様な意思反映

また、休業保障制度への加入促進については、現行制度の改善(傷病給付金日額の増額、手術一時金特約の新設、加入継続年齢・契約可能口数の引き上げ、家族・従業員加入制度の新設等)の検討や、全国の医師・歯科医師の開業医の「万が一」の休業に備えてもらうための事業地区(参加県)の拡大を図っていく考えだ。